

「下三条町北地区防災街区整備事業特定建築者補助要綱」
に係る申請等に対する処分に要する標準処理期間

令和 7 年 10 月 1 日 都市局長決定

神戸市行政手続条例第 5 条に基づき、「下三条町北地区防災街区整備事業特定建築者補助要綱」に係る申請等の事務処理の効率化を図るとともに、手続きの透明性と公平性を確保するため、標準処理期間を下記のとおり定める。

記

1. 標準処理期間は別表のとおりとする。
2. 市は、前項の期間内に処理できない場合、申請者に対しその理由とともにその旨を通知する。

附則

令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

別表

処分の名称等	根拠条文	標準処理期間（注）
交付の決定	第 5 条	3 0 日
経費の配分変更承認	第 6 条、第 9 条	3 0 日
事業内容の変更の承認	第 7 条、第 9 条	3 0 日
変更交付決定	第 7 条、第 9 条	3 0 日
完了期日変更の承認	第 8 条、第 9 条	3 0 日
補助金の額の確定	第 1 4 条	3 0 日

（注）国・県等の処分等を要するものにおいては、当該期間を除く。